

島根



平成16年4月6日 (火) 号外 第 67 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

規則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(労働政策課)

公布された条例等のあらまし

訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (規則第47号)

- 1 規則の概要
- (1) 支給都道府県の在り方の見直しによる国の訓練手当支給要領改正に伴い、規定の整備を行うこととした。 (第3条・第4条関係)
- (2) その他様式の整備を行うこととした。 (様式第1号・様式第3号関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第47号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則 (昭和42年島根県規則第3号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「訓練手当は、」の次に「島根県内の」を加える。

第4条第2項中「市町村に」を「市町村(公共職業訓練を受けるために居所を変更した場合にあっては、変更後の市町村)に」に、同項の表中

2 松江市以外の島根県内の市及び町村	3,530円	を
--------------------	--------	---

2	松江市以外の島根県内の市及び町村	3,530円
3	島根県外の市町村	当該地域を直轄する都道府
		県の定める当該居住地の区
		分による額

に改める。

様式第1号 (その1) 及び様式第1号 (その2) を次のように改める。

						п	川沁木二	F当受	心具	1 🗖 🛱	ᇄᄯ	rme	I					年	月	
島根	県知	事			様													+	А	
										Ħ	申請者		, i							
											(記名	3押印	又に	は署名)					
訓練	手当	の支	給を	受け	たいのつ	で、下記に。	より目	申請し	ます。	5										
									記											
Ħ	請す	る手当	の種類	(該	当するもの 当するもの	Dに 印を付す	ること	<u>:</u> 。)	基	本	手当		受	講手当	¥	通戶	近手当	á	寄宿	手
ь	131	つがた	ì						(性別	IJ)		(2	主年	月日)						
申請者	氏	쉳	3						男	• \$	ζ				年	月	E	生 (満	歳
百の状況	住戶	f又la	は居所	г	(入校前 (入校後															
	 夫養亲	見族に	二関す		`	<u>′</u> 宿手当の申	請者	のみ言	二人す	てる	こと	,)								
			氏		名	申請者との続柄					有無			別居	別居し	してし	る者	が住	所又は	上 比居
	家族							歳	有	•	無	ē		別						
	の							歳	有	•	無	[=		別						
	状況							歳	有	•	無	ē	•	別						
								歳	有	•	無	ē	•	別						
Σ	求職者給付等の受給資格又は生活						の受	給	無	Ħ.	•	7	有 (該当了	するもの	りに	印を	付す	ること	:。)
		雇月	用保険	求職	出者手当	船員	失業	給付金	È			国家公	务員等	失業者	艮職手当		生活	保護		
	その他()
	()	∖校与	F月E)		(訓練科	目)							訓纸	東期間	自		年	月	ı
能			年	F	日									D/Inv	イギリロ	至		年	月	
力開	通角	斤距离	隹 (km)	通所手段	(該	当するも	きのに するこ	(ع	徒	歩・/	バス	・鉄道	道・自動	力車・	その)他(
発)人居			入居(年	月		日)	•	λ	居して	ていない	١				
施設等証明欄	上訂	己の月	申請者		↓共職業 月	訓練を受講	して	いるこ	ことを			る。 称及	, V, F, E	୵ ╌₩						
証				年	H	日									ひの長					EП
欄				年	月	日														
										公		業安況								印
	-		☑分)			策法施行規	則第		条		項			(附貝		2	Ř	項		号)
	,	_{負似の} ・有)手当 ′	の労	之給)		`	(月客	負)			円	(受	給期間	引)自 至			年 年	月 月	
	***	用	(立:#10:	示書の写し)	手帳等	ድ ጥ ፑ				圣仁				λ⇔	" 許可		
出	添	付	書	類	口座振			雇用保障				,	通所届				八万	₹āT ºJ ī	百寸	+
身都	[2	7	—————————————————————————————————————			額 (月額)			忍定年				+15			宁	П	ᅓ		
道府					Н			п	ᅲ	-/-	н					<i>ب</i> د	Н	<u>=</u>		
出身都道府県処理欄		講		当									金融機関名							
理 欄		 所		 当									支店	名						
-				一 当								<u> </u>	二座	番号						
		出 精考)		_																

様式第1号 (その2) (第11条関係)

訓練手当受給資格認定申請書

年 月 日

島根県知事様

通 所 開 始 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

Ħ

(記名押印又は署名)

訓練手当 (通所手当) の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

年 月 日

L												
	順路 通所の 方法	X		間	距離(概算	筸)	所要時間(概算)	乗車	巻等の種類	乗車券等の額	備:	考
	1	住所又は 居所から(経由)	まで		km	時間 分			円		
	2	から(経由)	まで		km	時間 分			円		
	3	から(経由)	まで		km	時間 分			円		
	他に利用で				•		総通所距離 (概	算)				k
٠	きる交通機 関等の名称 及び利用区						総所要時間 (概	算)			時間	5
	間等						平均1か月の運	賃等の負	担額			F
者記入欄								2 歩 「 3 綴 「 4 枚 こと	か申請書には、 記入し、例外的 通所の方法」 重動車、等の種車 乗車券、優待の 乗車券の 乗車券の 乗車券の額等 車数券の額等 番考」欄には、	な方法は記入し には、通所の順 の別に記入する 」欄には、1カ 券等の別を記入 欄には、1か月 車券等に応ずる	ルないに従い、 は は は は は に と に と に と に と に と に ま ま の の の の の の の の の の の の の	i。 1、 依 10村 i。 項、1 する
								6 往	☆道及び月間の 路と復路が異な 理由を記入する	る場合は、「備		ع:
	通 所 手 当 該当の有無		当対象該当		ìi	通月	所 手 当 支 給	6 往b 旨とB	路と復路が異な 理由を記入する	る場合は、「備	考」欄に	こと。
			手当支給規				所 手 当 支 給 給規則第6条第	6 往6 旨と現 国と現 額該当	路と復路が異な里由を記入する	る場合は、「備こと。	考」欄に	支給額
		1 訓練 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	手当支給規 頁第 1 号	則第6	訓練手当訓練手当	支統支	給規則第6条第 1 通所が不便	6 住 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	路と復路が異な 理由を記入する (条 項	る場合は、「備こと。 運賃等相当額	考」欄に	さい。 こその 支給客
能	該当の有無 1 有 2 無	1 訓練 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	手当支給規 頁第1号 手当支給規	則第6	訓練手当訓練手当給規則第条第4項	支 支 6	給規則第6条第 1 通所が不便 である者以外 の者	6 往記	路と復路が異な 理由を記入する A 条 項 号 動車等を使用す 離10km未満	る場合は、「備こと。 運賃等相当額 円	考」欄に	と。こその
能力	<u>該当の有無</u> 1 有	1 訓練 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	手当支給規 頁第1号 手当支給規	則第6	訓練手当訓練手当給規則第	支 支 6	給規則第6条第 1 通所が不便 である者以外	6 往記	路と復路が異な 里由を記入する A 条 項 号 動車等を使用す 離10km未満	る場合は、「備こと。 運賃等相当額 円	考」欄に	さ こ そ の F
能力開発	該当の有無 1 有 2 無	1 訓練	F当支給規 頁第 1 号 F当支給規 頁第 2 号	則第6	訓練手当訓練手当給規則第4項2号	支 () () () () () () () () () (給規則第6条第 1 通所が不便 である者以外 の者 2 通所が不便	6 音 注 まま 額 該 当 4 項第 1 号 3 る 4 同 5 同	路と復路が異な 理由を記入する 条 項 号 動車等を使用す 雖10kmよ満 10km以上 15km以上	る場合は、「備こと。 運賃等相当額 円 円	考」欄に	こと。 こその 支給額 F
能力開発施	該当の有無 1 有 2 無	1 訓練	手当支給規 頁第1号 手当支給規 頁第2号 手当支給規	則第6	訓練手当訓練手当 訓練手到第 給規則項 2号 訓練手	支	A A A B A B A B A B A B A B A B A B A B	6 旨 数 3 1 1 目 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	路と復路が異な 理由を記入する 係 項 号 動車等を使用す 離10km未満 10km以上 15km以上	る場合は、「備こと。 運賃等相当額 円 円	考」欄に	こと。 こその F F
能力開発施設等	該当の有無 1 有 2 無	1 訓練	手当支給規 頁第1号 手当支給規 頁第2号 手当支給規	則第6	訓練手当 訓練手男 当 訓練手 当 訓練手 当 訓練手 当 訓練手 当	支 支 支 支 支 支	給規則第 6 条第 1 通所が不便 である者以外 の者 2 通所が不便 である者 給規則第 6 条第	6 音 注 せい ままま は は は まままままままままままままままままままままままままま	路と復路が異な 理由を記入する に 条 項 号 動車等を使用す 離10km未満 10km以上 15km以上	る場合は、「備こと。	考」欄に	こと。 こその 支給額 F F F
能力開発施設	該当の有無 1 有 2 無 [無の理由]	1 訓練 3 条第3耳 3 条第3耳 3 条第3耳 おり相違な	手当支給規 頁第1号 手当第2号 手当第3号 手当第3号 にことを記	則第 6 則第 6	訓練手当 当無 計 訓練 手当 当第項 2 号 訓練 手 当 当 訓練 手 手 当	支 支 支 支 支 支	給規則第 6 条第 1 通所が不便である者以外の者 2 通所が不便である者 2 通所が不便である者 給規則第 6 条第	額項第 3 4 5 9 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 10 <	路と復路が異な 理由を記入する 新条項 号 動車等を使用す 難10km以上 15km以上 号	る場合は、「備こと。	考」欄に	支給

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第12条関係)

訓練手当支給申請書 (年月分)

年 月 日

島根県知事様

住 所

氏 名

Ħ

(記名押印又は署名)

年 月分の訓練手当の支給を下記のとおり請求します。

記

訓縛	期間						年	月	日~	年	月	日		
訓縛	が行わ	れな	かっ	た日数							日			
	やむを得ない理由による日数											日		
訓縛	を受け	なか	った	日数	のうち疾病又は て14日を超えた日	負傷により連続し 数						日		
					やむを得ない理	由のない日数						日		
訓練	を受け	た日	数									日		
家族	ミと別居	して	寄宿	してい	ない日数							日		
					日	数						日		
	基	本	手	当	日	額						円		
					金	客頁						円		
申請					日	数						日		
の	受	講	手	当	日	額						円		
基					金	客頁						円		
礎と					日	数						日		
な	通	所	手	当	当	当	月	客頁						円
る額					金	客頁						円		
пл -	寄				日	数						日		
		宿	手	当	月	額						円		
					金	客頁						円		

合	計	額		当	月	請	求	額		保	留	額	
			円						円				円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

施設名称及び所在地

公共職業能力開発施設の長

EП

年 月 日

公共職業安定所長

印

附則	
この規則は、公布の日から施行する。	

(6)	号外第 67 号	島	根	県	報	平成16年4月6日